

基発第0330028号

平成19年3月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達等の整備について

学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）が平成19年4月1日から施行されることから、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る関係通達及び事務連絡について、下記のとおり改正等することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

学校教育法等の一部を改正する法律により、児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、従来の盲学校、ろう学校、養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とする改正が行われたことに伴い、労働者災害補償保険法に係る関係通達等についても所要の整備を行う。

2 内容

(1) 「労災就学援護費の支給について」（昭和45年10月27日基発第774号）を次のように改正する。

第2項第4号及び第4項第4号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別紙労災就学等援護費支給要綱第4項第1号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(2) 従来発出した労働者災害補償保険法に係る関係通達等における「盲学校」、「ろう学校」又は「養護学校」を、いずれも「特別支援学校」に改め運用する。

3 施行期日

本通達は、平成19年4月1日から施行する。

「労災就学援護費の支給について」新旧対照表（抄） （参考）

改正後	改正前
<p>2 支給対象</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) イ (略)</p> <p>ロ 幼稚園以外の学校教育法第1条に定める学校とは、次のものをいう。</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p> <p>(ハ) <u>特別支援学校</u> (小学部、中学部及び高等部のみ)</p> <p>ハ (略)</p> <p>4 支給期間</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 援護費の支給期間は、在学者が当該学校の通常の修業年限の期間に限られる。この場合、通常の修業年限とは次のとおりである。</p> <p>イ 小学校 (<u>特別支援学校</u>の小学部) 6年</p> <p>ロ 中学校 (<u>特別支援学校</u>の中学部) 3年</p> <p>ハ 高等学校 (<u>特別支援学校</u>の高等部)</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>ニ・ホ (略)</p>	<p>2 支給対象</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) イ (略)</p> <p>ロ 幼稚園以外の学校教育法第1条に定める学校とは、次のものをいう。</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p> <p>(ハ) <u>盲学校、ろう学校及び養護学校</u> (小学部、中学部及び高等部のみ)</p> <p>ハ (略)</p> <p>4 支給期間</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 援護費の支給期間は、在学者が当該学校の通常の修業年限の期間に限られる。この場合、通常の修業年限とは次のとおりである。</p> <p>イ 小学校 (<u>盲学校、ろう学校又は養護学校</u>の小学部) 6年</p> <p>ロ 中学校 (<u>盲学校、ろう学校又は養護学校</u>の中学部) 3年</p> <p>ハ 高等学校 (<u>盲学校、ろう学校又は養護学校</u>の高等部)</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>ニ・ホ (略)</p>

別紙労災就学等援護費支給要綱新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p>4 支給額</p> <p>(1) 労災就学援護費</p> <p>労災就学援護費の支給額は、次に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等一人につき、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>イ 小学校又は<u>特別支援学校</u>の小学部に在学する者</p> <p>月額 12,000円</p> <p>ロ 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は<u>特別支援学校</u>の中等部に在学する者</p> <p>月額 16,000円</p> <p>ハ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校の第一学年から第三学年まで、<u>特別支援学校</u>の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校卒業者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条に規定する第1類の専修訓練課程の普通職業訓練を受ける者</p> <p>月額 18,000円</p> <p>ニ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>4 支給額</p> <p>(1) 労災就学援護費</p> <p>労災就学援護費の支給額は、次に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等一人につき、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>イ 小学校又は<u>盲学校、ろう学校若しくは養護学校</u>の小学部に在学する者</p> <p>月額 12,000円</p> <p>ロ 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は<u>盲学校、ろう学校若しくは養護学校</u>の中等部に在学する者</p> <p>月額 16,000円</p> <p>ハ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校の第一学年から第三学年まで、<u>盲学校、ろう学校若しくは養護学校</u>の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校卒業者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条に規定する第1類の専修訓練課程の普通職業訓練を受ける者</p> <p>月額 18,000円</p> <p>ニ (略)</p> <p>(2) (略)</p>